

6月NEWS

(1) 制度情報

今月は平成29年4月17日に公布され同年5月29日より施行された「法定相続情報証明制度」についてご説明します。

1. 制度の概要

「法定相続情報証明制度」とは不動産登記規則の改正省令として、相続に係る不動産登記を促進するために創設されました。相続人が戸除籍謄本等一定書類を収集し、申出書とともに法務局に提出することで、認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付を受けることができます。

2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの利用可能手続きと交付に必要な書類

相続登記や、被相続人の預金の払い戻し手続き等の際にその都度戸籍書類一式を用意する必要がありますが、認証文付き法定相続情報一覧図の写しを各種の相続手続きで戸籍書類一式の代わりに利用できるようになります。金融機関の対応は各金融機関の判断によりますので制度に対応しているかどうかは各金融機関に必ずご確認ください。

また、法務局の認証文付き法定相続情報一覧図の写しの保管期間は5年とされていますが、この期間中は再交付が可能、交付に際して手数料などがかからないほか、複数の銀行で手続きが必要な場合などは必要な分だけ交付を受けることができます。

認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付に際し、申出書とともに必要な書類は以下になります。

- ・被相続人の戸除籍謄本
- ・被相続人の住民票の除票
- ・相続人全員の戸籍謄抄本
- ・申出人（相続人代表者）の氏名、住所が確認できる公的書類（運転免許証の写しなど）

その他必要に応じて別途書類が必要になる場合があります。また、交付に際し下記の者が代理申出できます。

（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士及び弁護士法人など）

3. 相続税申告への利用について

現行の相続税法施行規則16条3項には、相続開始の日から十日を経過した日以後に作成された戸籍の謄本で被相続人の全ての相続人を明らかにするもの、と定められています。

これに代えて認証文付き法定相続情報一覧図の写しが使用できるかが注目を集めています。認証文付き法定相続情報一覧図の写しには同順位の相続人が記載されます。基本的にすべての相続人が記載されるのであれば戸籍謄本に代えてこの法定相続情報一覧図の写しの代用を認めることが考えられるとのこと。年度改正とは別に単独改正する可能性があるとの見方もあるため、今後の動きに注目したいところです。

現状では税務とつながっているわけではありませんが、相続といった観点から今回ご紹介させていただきました。

(2) 6月の主な税務

6月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
6月12日	5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
6月30日	4月決算法人の確定申告
6月30日	1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月30日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月30日	10月決算法人の中間申告
6月30日	消費税の年税額が400万円超の1・7・10月決算法人の3月ごとの中間申告
6月30日	消費税年税額が4,800万円超の3月・4月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告

(3) スタッフの一言

近頃は日中が暑くなる日が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。12月から始まった繁忙期も、3月決算法人の確定申告を終え1つの区切りを迎えることができました。私事にはなりますが、これから8月に行われる税理士試験に向けて勉強を重ねていきたいと思えます。

担当 萩野